

令和4年度

笠松町国民健康保険特別会計予算書

笠松町後期高齢者医療特別会計予算書

笠松町介護保険特別会計予算書

笠松町水道事業会計予算書

笠松町下水道事業会計予算書

国民健康保険特別会計目次

国民健康保険特別会計予算	1
第 1 表 歳入歳出予算	2

後期高齢者医療特別会計目次

後期高齢者医療特別会計予算	5
第 1 表 歳入歳出予算	6

介護保険特別会計目次

介護保険特別会計予算	8
第 1 表 歳入歳出予算	9

水道事業会計目次

水道事業会計予算	13
----------	----

下水道事業会計目次

下水道事業会計予算	16
-----------	----

令和4年度笠松町国民健康保険特別会計予算

令和4年度笠松町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,156,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		448,951
	1 国民健康保険税	448,951
2 使用料及び手数料		241
	1 手数料	241
3 県支出金		1,485,157
	1 県補助金	1,485,157
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 繰入金		219,762
	1 他会計繰入金	152,833
	2 基金繰入金	66,929
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		1,505
	1 延滞金及び過料	1,001
	2 預金利子	1
	3 雑入	503
歳入合計		2,156,617

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		40,022
	1 総務管理費	33,934
	2 徴税費	5,888
	3 運営協議会費	200
2 保険給付費		1,465,741
	1 療養諸費	1,276,784
	2 高額療養費	178,776
	3 移送費	30
	4 出産育児諸費	8,400
	5 葬祭諸費	1,750
	6 傷病手当金	1
3 国民健康保険事業費納付金		626,075
	1 医療給付費分	447,692
	2 後期高齢者支援金等分	127,877
	3 介護納付金分	50,506
4 保健事業費		21,976
	1 保健事業費	1,685
	2 特定健康診査等事業費	20,291
5 基金積立金		1
	1 基金積立金	1

(単位：千円)

款	項	金額
6 諸 支 出 金		2, 5 0 2
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	2, 5 0 2
7 予 備 費		3 0 0
	1 予 備 費	3 0 0
歳 出 合 計		2, 1 5 6, 6 1 7

第 21 号議案

令和4年度笠松町後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度笠松町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 347,325千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 3 月 3 日 提 出

笠 松 町 長 古 田 聖 人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		246,677
	1 後期高齢者医療保険料	246,677
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 後期高齢者医療広域連合支出金		16,487
	1 委託金	16,487
	補助金	
4 繰入金		84,126
	1 他会計繰入金	84,126
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		4
	1 延滞金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳入合計		347,325

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,556
	1 総務管理費	3,663
	2 徴収費	1,893
2 後期高齢者医療広域連合納付金		324,769
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	324,769
3 保健事業費		16,549
	1 健康保持増進事業費	16,549
4 諸支出金		151
	1 償還金及び還付金	151
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	347,325

第 22 号議案

令和4年度笠松町介護保険特別会計予算

令和4年度笠松町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,894,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日 提出

笠松町長 古田 聖人

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		400,888
	1 介 護 保 險 料	400,888
2 使 用 料 及 び 手 数 料		30
	1 手 数 料	30
3 国 庫 支 出 金		439,825
	1 国 庫 負 担 金	321,905
	2 国 庫 補 助 金	117,920
4 支 払 基 金 交 付 金		484,796
	1 支 払 基 金 交 付 金	484,796
5 県 支 出 金		264,599
	1 県 負 担 金	250,601
	2 県 補 助 金	13,998
6 財 産 収 入		34
	1 財 産 運 用 収 入	34
7 繰 入 金		304,341
	1 他 会 計 繰 入 金	300,844
	2 基 金 繰 入 金	3,497
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位：千円)

款	項	金額
9 諸 収 入		3 8 1
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3 7 9
分 担 金 及 び 負 担 金		
	負 担 金	
歳 入	合 計	1, 8 9 4, 8 9 5

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,446
	1 総務管理費	26,599
	2 徴収費	3,146
	3 介護認定費	17,701
2 保険給付費		1,761,548
	1 介護サービス諸費	1,607,600
	2 介護予防サービス諸費	44,000
	3 介護諸費	1,828
	4 高額介護サービス諸費	50,000
	5 特定入所者介護サービス諸費	58,120
3 地域支援事業費		85,058
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	28,242
	2 一般介護予防事業費	6,115
	3 包括的支援事業及び任意事業費	50,542
	4 介護諸費	159
4 基金積立金		35
	1 基金積立金	35

(単位：千円)

款	項	金額
5 諸 支 出 金		308
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	301
	2 繰 出 金	7
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,894,895

令和 4 年度 笠松町 水道事業 会計 予算

(総 則)

第 1 条 令和4年度笠松町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	9,100	戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,348,000	m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,433	m ³
(4) 主要な建設改良事業	水源施設改良事業(第3水源地改良工事)	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	267,552	千円
第1項	営業収益	217,552	千円
第2項	営業外収益	49,999	千円
第3項	特別利益	1	千円
		支 出	
第1款	水道事業費用	272,408	千円
第1項	営業費用	261,543	千円
第2項	営業外費用	10,364	千円
第3項	特別損失	1	千円
第4項	予備費	500	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,676千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,786千円、過年度分損益勘定留保資金78,860千円、当年度分損益勘定留保資金100,030千円、減債積立金10,000千円及び建設改良積立金40,000千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入		54,957	千円
第1項	工事負担金		50,657	千円
第2項	企業債		4,300	千円
		支	出	
第1款	資本的支出		303,633	千円
第1項	建設改良費		270,242	千円
第2項	企業債償還金		33,391	千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第 3 水 源 地 水源施設改良事業	4,300	証 書 借 入 又は証券発行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和 4 年度 笠松町 下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和4年度笠松町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水 洗 化 人 口	16,863	人
(2) 年 間 総 有 収 水 量	2,056,000	m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	5,633	m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	公共下水道事業(松枝処理分区管渠埋設工事)	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益	686,014	千円	
第1項	営業収益	334,199	千円	
第2項	営業外収益	351,814	千円	
第3項	特別利益	1	千円	
		支	出	
第1款	下水道事業費用	669,363	千円	
第1項	営業費用	589,918	千円	
第2項	営業外費用	78,944	千円	
第3項	特別損失	1	千円	
第4項	予備費	500	千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額290,008千円は過年度分損益勘定留保資金127,232千円及び当年度分損益勘定留保資金162,776千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入		497,800	千円
第1項	国庫補助金		106,200	千円
第2項	負担金		53,100	千円
第3項	企業債		338,500	千円
		支	出	
第1款	資本的支出		787,808	千円
第1項	建設改良費		373,091	千円
第2項	企業債償還金		414,717	千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給	令和4年度から 令和10年度まで	総 額 112

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	195,400	証書借入 又は証券発行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・機構資金については、その融資条件による。銀行、その他の場合は、その債権者と協定した融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	18,100	同	上	同
資本費平準化債	125,000	同	上	同
計	338,500			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,524 千円

令和 4 年 3 月 3 日 提出

笠松町長 古田 聖人